

令和7年度伊丹市地域密着型サービス事業者  
公募要領

令和8年1月  
伊丹市  
(健康福祉部 地域福祉室 介護保険課)

# 令和7年度伊丹市地域密着型サービス事業者公募要領

## 1. 募集概要

「地域密着型サービス」は、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活を継続できるようにするために設けられたサービスで、伊丹市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」に基づき、基盤整備を進めていくこととしています。

地域に密着した施設運営を行っていただくために、また伊丹市地域介護拠点整備補助金の交付対象者の要件を満たす事業者の選定に公正性かつ公平性を確保するために、地域密着型サービスを整備・開設する「指定候補事業者」の募集を行います。

なお、選定された指定候補事業者の中で、整備費補助を希望される事業に対しては、「兵庫県地域介護拠点整備補助金」を活用した整備費補助の支援を予定しています。（詳細については、「13. 施設整備等に対する補助金」をご覧ください。）

## 2. 公募する施設種別・施設数／併設施設等

（1）小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護

・・・3施設（登録定員29人／1施設）

（2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・・・1施設（定員29人）

※公募する施設については、小学校区又は日常生活圏域毎の施設の充足状況を勘案するとともに、利用者の安心の確保と利便性の向上を図るために、以下の小学校区での応募を優遇します（選考する際の評価項目とします）。

（1）・・・稻野又は鴻池、 笹原又は鈴原、 花里又は昆陽里、 摂陽、 有岡、 南の各小学校区／

（2）の併設

（2）・・・稻野又は鴻池、 伊丹又は摂陽、 笹原又は鈴原、 神津又は有岡、 池尻、 花里、 南の各小学校区／（1）の併設

※各施設の整備目標年度は原則として、令和8年度から令和9年度とし、令和9年度末までに開設すること。

### 3. 応募資格

- ① 応募主体は法人であること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所も可能。
- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を希望する場合は、社会福祉法人格を有していること（取得見込も可）。
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- ④ 伊丹市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 公租公課の未納がない法人であること。
- ⑥ 応募事業者（法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- ⑦ 整備予定地について下記の要件を充足すること。
  - ア 原則として選考申込後の整備予定地の変更は認めません。
  - イ 整備用地については、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、賃貸借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として30年以上）にわたるものであること。

### 4. 指定候補事業者選考方法

- ① 事業者の選定に際し、書類審査を行います。下記の選定基準に照らして評価を行い、伊丹市地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえて、指定候補事業者を決定します。
- ② 審査の結果、指定候補事業者の「該当なし」とする場合があります。
- ③ 選考に係る基本的審査判定項目と着目点及び配点
  - ア 基本理念（配点：5点）  
法人の基本理念や事業所運営の基本方針（案）等が本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の基本理念等に合致しているか。
  - イ 識見・熱意等（配点：20点）  
関係法令や地域密着型サービスの意義等を十分に認識・遵守するとともに、事業に対する熱意が感じられるか。
  - ウ 整備区域（配点：20点）  
整備予定地周辺の環境・周辺地域の了解を得ているか。  
「2. 公募する施設種別・施設数／併設施設等」に記載の地区（小学校区）で整備する場合を優遇します。

**工 各機関との連携（配点：20点）**

近隣住民（地域団体）や医療機関、各地域包括支援センター等との連携が十分に行えるか。

**才 施設整備・事業運営（配点：75点）**

計画する施設設計計画や事業計画等が、「5. 整備条件」に従ったものであり、利用者等にとって良好なものとなっているか。

**力 資金計画等（配点：20点）**

資金計画や収支見込等が妥当なものであり、安定した経営が期待できるか及び現在の事業者の経営状況等は良好か。

**キ 中重度者等への対応（配点：20点）**

中重度認定者や医療ケアを必要とする利用者に対する積極的な対応が期待できるか。

**ク 併設（配点：10点）**

他の種別を併設しているか。

※合格基準点は6割とする。合格基準点に満たない場合は失格とする。

※過去5年間に本市において、整備決定を辞退・取り消しされたことがある場合は減点の対象となります。また、過去の処分の内容によっても減点の対象になります。

※市の募集整備定員を満たしていない場合は減点の対象となります。

## 5. 整備条件

**① 下記の基準等に従ってください。**

**ア 伊丹市介護保険条例（平成12年伊丹市条例第4号）**

**イ 伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第5号）**

**ウ 伊丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第6号）**

**エ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）**

**オ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月**

14 日厚生労働省告示第 126 号)

カ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）

キ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号)

ク 伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年伊丹市条例第 4 号）

② 上記に掲げる基準以外の必要とされる以下の関係法令等に従ってください。

ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

イ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

オ 建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）

カ その他関係法令

③ 食費、居住費、理美容代等、料金の設定については、可能な限り利用者の負担を軽減する方針で設定してください。

④ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業を行ってください。

⑤ 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所管消防署と協議しその指示に従ってください。スプリンクラー（簡易のものを含む）については、消防法等関係法令で必要とされない場合であっても、その設置に努めるようお願いします。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る条件は下記のとおりとします。

ア 個室・ユニット形式であること

イ 居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること

ウ 一つのユニットの入所者が浴室等に移動する際、他のユニットを通過しないで移動できること

エ 1 ユニットの定員は 10 人以下とすること

オ 本体施設のあるサテライト型居住施設の整備を計画した場合、本体施設は本市内又は隣接市にあり、通常の交通手段を利用しておおむね 20 分以内で移動できること

力 特別養護老人ホームの設置には都道府県知事の認可が必要なため、事業者において兵庫県の認可基準等を満たしているかを確認すること（※小規模特養の場合も必要です。）

## 6. 公募選考等日程 ※上記日程は予定であり、変更することがあります。

期 間	内 容
令和8年1月5日（月）から3月31日（火）まで ※応募があり次第で掲載終了	市ホームページ掲載 公募要領等配布
令和8年1月5日（月）から3月31日（火）まで ※質問は隨時受付	応募受付・質問受付
応募があり次第、隨時実施	【審査①】 伊丹市地域密着型サービス事業者選考委員会による書類審査
応募があり次第、隨時実施	【審査②】 伊丹市地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取
応募があり次第、隨時実施	指定候補事業者決定・結果通知 地域介護拠点整備補助金の内示後に着工 (ただし、補助金の交付を希望しない場合は、選定後直ちに着工が可能)
事業者決定から令和9年度末まで	伊丹市指定・事業開始

## 7. 質問受付・回答

①受付期間 令和8年1月5日（月）～3月31日（火）までの間、随意受付

②提出方法 質問票（様式第6号）を電子メールにより提出してください。

※件名を「(法人名) 令和7年度伊丹市地域密着型サービス事業者公募に係る質問」としてください。

※電話及び口頭による質問は受付しません。

③提出先 Email : kaigohoken@city.itami.lg.jp

④回答 受付期間終了後、市ホームページへ掲載します。

## 8. 応募方法

本公募に申込を希望する事業者は、下記のことを厳守して提出してください。

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

① 受付期間 令和8年1月5日（月）から 令和8年3月31日（火）

受付時間 10時00分から12時00分または13時00分から17時00分まで

※上記期間の内、市役所開庁日に限る

※応募は先着順のため、応募があり次第、「2. 公募する施設種別・施設数／併設施設等施設」に記載した施設の公募数に応募件数が達していなくても、応募受付を終了致します。

② 受付・公募要領等配布場所

ア 担当部署 伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 介護保険課（市役所1階）

イ 電話番号 072-784-8037

ウ F A X 072-784-8006

エ その他の 公募要領等は市ホームページ（介護保険課のページ）からダウンロードが可能

※申請の際は、来庁日時を必ず電話で予約の上、関係書類を添えて上記窓口にお越しください。郵送、FAX又はメール等による応募は受付できません。また、受付期間を経過した場合は、理由の如何を問わず一切受理しません。受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものとみなします。

③ 応募申込書の提出書類一覧

資料番号	項目	提出書類	備考
1	応募申込書	所定の様式	様式第1号
2	整備計画書	所定の様式	様式第2号
3	実施予定事業の定員 ・従業者等の計画	所定の様式	様式第3号

4	資金計画補足説明資料	①預金残高証明書 ②（借入金がある場合）借入金返済計画書（元金・利率・金融機関名） ③（寄付金・出資金がある場合）事実が確認できる書類	任意様式
5	事業予定の土地・建物に関する権利関係が確認できる書類	①土地・建物登記簿謄本 ②借地・借家契約書写し	任意様式
6	基本計画図面	①位置図 ②施設配置図 ③各階平面図 ④立面図 ⑤用地（建物）の現状写真等	任意様式
7	施行計画	工事から開設までの日程表	任意様式
8	誓約書	所定の様式	様式第4号
	暴力団排除に関する誓約書	所定の様式	様式第5号
9	定款又は寄付行為	最新のもの（写しの場合は原本証明必要）	任意様式
10	法人登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式
11	印鑑証明	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	任意様式
12	事業者の概要	①事業経歴・実績 ②事業者の基本的事項・代表者の経歴 ③事業者の概要（パンフレット可） ④現在運営している施設又は事業に関する資料	任意様式
13	決算書等	①直近3年間の決算書類 ②納税証明（滞納のない証明） ※法人市民税、法人県民税及び代表者の市・県民税並びに固定資産・都市計画税（不動産を所有している場合）	任意様式
14	市内の他の事業所に係る過去の監査、指導、改善内容が分かる書類（※該当する場合のみ提出）	法人が運営する市内事業所に係る介護保険法に基づく監査、運営指導の実施通知（直近5か年分のうち改善報告を求められたものに限る。）及び改善報告書	任意様式

15	全事業所に係る過去の処分 が分かる書類(※該当する場合のみ提出)	法人が運営する全事業所に係る介護保険法に基づく監査の実施通知、介護保険事業者の指定の取消し又は効力の停止、改善命令、改善勧告の通知及び改善報告書(直近5か年分)	任意様式
16	補助金申請に係る申請書	所定の様式	様式第8号

※上記の他、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

#### ④ 提出書類の体裁

提出書類は、下記の要領でフラットファイルに綴じること

ア 全体の目次をつける。

イ 資料番号（提出書類一覧等に記載されている番号）毎に白紙の表紙を付け、表紙ごとにインデックスをつける。

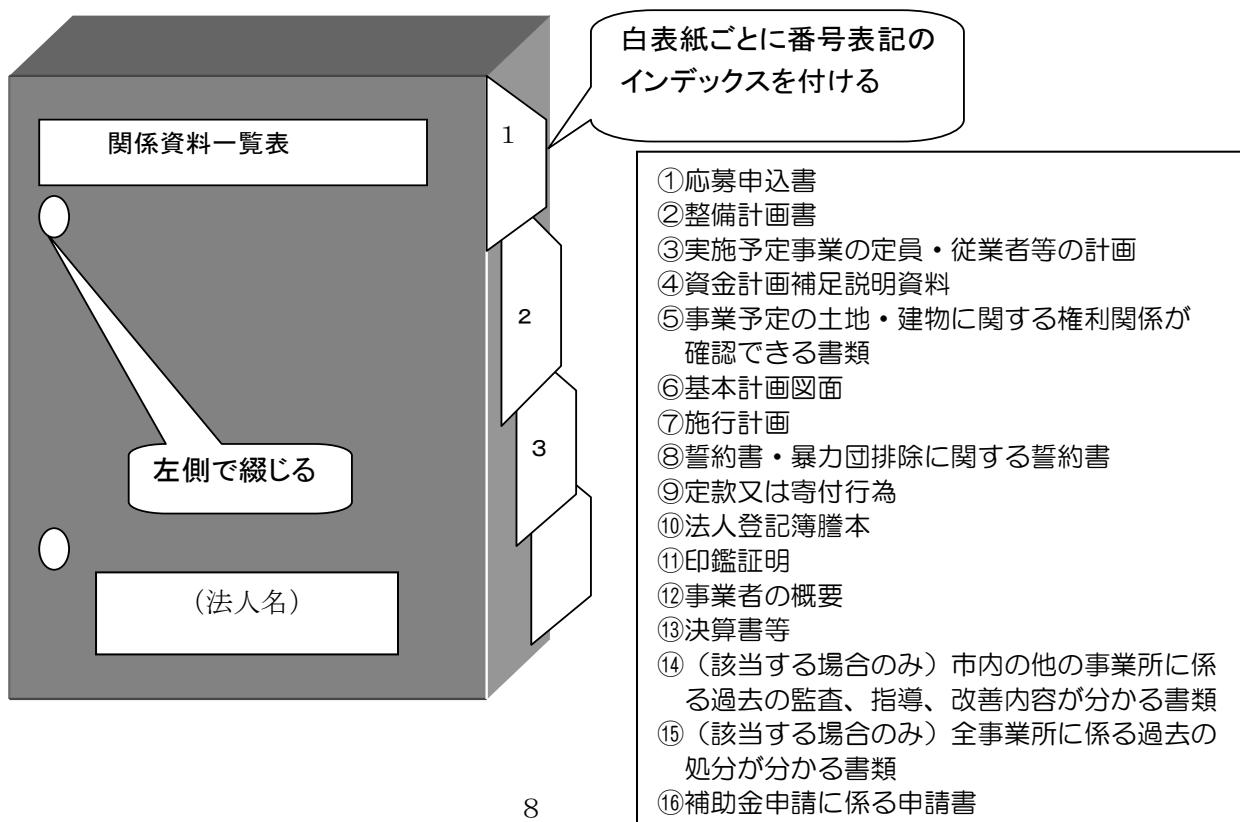
ウ 資料を綴じる順番は、資料番号の順番とする。

エ 左側で綴じる。

オ 資料はA4サイズとし、図面等がA3サイズとなる場合は折りたたむ。またA4サイズより小さくなる場合は、拡大コピーを行うか台紙等に貼り付ける。

カ 紙資源節約の見地から、見にくくない程度に両面コピー等のご協力をお願いします。

キ 表紙には法人名を記入し、原本を綴じているものには、【原本分】と記入する。



⑤ 応募申込書等の必要部数

原本記載分1部 写し8部（1部ごとにフラットファイルに綴じること）

## 9. 選考結果の結果通知

選考委員会等による審査後、選考結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

## 10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 審査の公平性を害する行為があった場合
- ③ 本要領及び伊丹市が指示した事項に違反した場合
- ④ その他不正行為があった場合

## 11. 注意事項

- ① 指定候補事業者として選考された場合であっても、指定を確定したものではありません。  
指定基準等に該当しない場合等は、指定を行わない又は提案された事業について、市と協議のうえ変更していただく場合があります。
- ② 公募資料等については、審査・選考後においても返却しません。
- ③ 他の応募法人等の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ④ 今回提出された一切の公募資料作成に係る費用は、応募法人等の負担とします。
- ⑤ 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人等の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- ⑥ 国會議員又は地方公共団体の議会の議員もしくは伊丹市職員である者又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力がかかった場合には、応募資格を喪失したるものとします。
- ⑦ 審査・選考の結果については、本市及び伊丹市地域密着型サービス運営委員会は一切の異議申し立てには応じません。

- ⑧ 提出頂いた応募書類については、伊丹市地域密着型サービス事業者選考委員会による書類審査の他、伊丹市地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取を行う際にも使用致します。

## 12. その他

- ① 応募の概況及び決定した指定候補事業者名等は、市ホームページ等で公表します。
- ② 応募後、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届（様式第7号）を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- ③ 選考後に辞退した場合や整備年次の延期等については、本市の介護保険事業計画（第9期）に基づく基盤整備の進捗に大きな影響を及ぼすことから、応募に際しては、計画の実現性等について、法人内で慎重に検討してください。

## 13. 施設整備等に対する補助金

本公募により、選定された事業者については、兵庫県の地域介護拠点整備補助事業に基づく伊丹市地域介護拠点整備補助金の交付対象者の要件を満たすものとし、補助金の利用を希望される場合は、施設の整備費及び施設開設準備経費の補助を予定しております。補助金の基準額や内容については次のとおりです。

### ●施設整備補助基準額及び対象経費

施設種別等	基準額（千円）		対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500	施設数	【工事費】 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、補助事業の対象外となる費用を除く。） 【工事事務費】 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500	施設数	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,530	整備床数	

### ●施設開設準備経費基準額及び対象経費

施設種別等	基準額（千円）		対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	1,036	定員数 (宿泊定員数)	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定（許可）を受ける施設（既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。）を運営する法人（増築・増改築については、定員増分のみ対象） 施設等の開設前に必要な次の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費</li> <li>・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費</li> <li>・職員の募集に要する経費</li> <li>・開設に当たっての周知、広報に要する経費</li> <li>・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費</li> <li>・その他開設の準備に必要な経費</li> </ul>
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,036	定員数 (宿泊定員数)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,036	定員数	

#### ※補助対象事業となった場合の注意事項

- ① 補助を希望される場合、建設工事請負業者の入札、各種契約等の事業着手は本市の補助内示後に行ってください。本市の補助内示前に事業着手した場合は、補助対象外となります。
- ② 兵庫県により本市の整備計画が採択されることが前提となることから、兵庫県で採択されない場合は、補助金の交付はありません。また、今後の国・県の動向や予算措置の関係で補助金の交付に影響する場合がありますので、ご留意ください。
- ③ 補助基準額については、令和7年度（現時点）の金額を示したものです。この補助金の財源は国の「地域医療介護総合確保基金」による県補助事業で、市を経由して県の定める補助単価と同額を事業者へ交付します。国・県の予算の状況により、要綱等が改正され、金額に変更が生じる場合があります。
- ④公募選考等日程の関係上、補助金の申請及び交付を受ける時期は令和8年度以降になります。補助金は国・県・および市において、予算が成立することを前提としていることから、予算が不成立の場合、補助金は交付されません。また、県より補助金交付決定が受けられない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご了承ください。

健康福祉部 地域福祉室 介護保険課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL:072-784-8037 FAX:072-784-8006

E-mail : kaigohoken@city.itami.lg.jp